

群馬県適正化通信 NO.155(令和3年7月号)

健康起因事故を踏まえた行政処分の強化について

昨今、運転者の脳疾患や心臓疾患、意識喪失によって引き起こされる健康起因事故が増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、令和3年6月1日付けて “健康診断未受診”など健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起した悪質違反に対し行政処分の対象とするよう“処分基準”及び“行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等”の改正が以下のとおり施行されました。

【違反行為及び日車数等】

違 反 行 為		基準日車等		備 考
適 用 条 項	事 項	初 違 反	再 違 反	
法第17条第1項 第1号 第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務 <small>(注1)</small> ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの <small>(注2)(注3)</small> 3 疾病、疲労等による乗務 4 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 40日車 40日車	10日車 40日車 80日車 80日車	
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた 重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診せずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。	80日車 100日車	160日車 200日車	

現在、事業者の皆様には法令に基づいて健康診断を受診させ、その後の必要な措置について対応していただいていると思いますが、いつ健康起因事故が発生するか予測できるものではありません。事業者の義務として、健康診断受診後も運転者に対して万全の措置を講じるようお願いします。

万が一、これらの措置に不備があった場合には、今回の改正により追加された上表の処分対象となりかねません。各事業者並びに管理者の皆様には、雇入れ時健診をはじめとする健康診断の確実な受診だけでなく、日々の乗務前後の点呼を含め、運転者一人一人とコミュニケーションを図り、薬の服用状況や普段との違いなどを確認し、健康起因事故の防止に取り組んでください。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821